

東京神学大学大学院 神学研究科 博士課程後期課程 長期履修学生制度について

1. 長期履修学生制度とは

この制度は、職業を有する等の事情により年間に履修できる単位数や研究・学習活動に充てられる時間が限られているため、標準修業年限（後期課程は3年）では大学院の教育課程の履修が困難な者を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することにより学位の取得を可能とする制度です。

2. 申請資格

本研究科博士課程後期課程に出願する者で、次のいずれかに該当する者。

- ① キリスト教学校の教務教師、教会の担任教師など就業している者
- ② 家事、育児、介護等の事情を有する者
- ③ その他学長が相当と認めた者

*在学中に申請することもできる。

3. 在学期間

長期履修学生は、在学年限（9年）の範囲内で、1年単位で長期履修期間を申請することができます。

長期履修期間中に状況の変化等が生じた場合、学長の許可が得られれば、長期履修期間を在学中1回に限り、変更することができます。

4. 校納金

授業料は、標準修業年限分の授業料に相当する額を、長期履修期間に応じて納付していただきます。具体的な納入額、納入時期等については長期履修の許可時に通知します。

$$\text{長期履修による授業料年額} = \text{通常の授業料年額} \times \text{標準修業年限} \div \text{長期履修許可年限}$$

なお、神学会費等の諸費は、年度毎に納める必要があります。詳細は、別表1をご覧ください。また、学生保険は任意加入となっており、保険料は年度毎の納入となります。

5. 申請手続きについて

長期履修学生制度を希望する場合は、入学試験の出願期間内に、願書等の出願書類とともに、以下の書類を提出してください。

- (1) 長期履修学生志願書
- (2) 理由書
- (3) 申請資格を証明する書類

6. 長期履修の許可について

長期履修が許可された場合、合格通知および入学手続書類とともに通知します。それに基づき、入学手続を行なってください。

問い合わせ先

東京神学大学 教務課 長期履修制度担当係

〒181-0015 東京都三鷹市大沢 3-10-30

Tel : 0422-32-4185 Fax : 0422-33-0667

E-mail : tuts@tuts.ac.jp

(窓口取扱時間：火曜日～土曜日 8:30～17:00 但し土曜日は12:00まで)